

令和6年度

堺市立五箇荘中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめは、どの学級でも、どの子にも起こりうるもの」という認識をもち、教員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につけ、児童生徒が互いの人権・人格を尊重し合える学びの場の形成に尽力する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、簡単に判断せず、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

2 未然防止に向けて

生徒の道徳心および社会性（発達障害への理解、インフルエンザやコロナウイルス等に罹患した生徒への理解、外国にルーツを持つ生徒への理解、震災で被災した生徒への理解、人権・人格の尊重）の育成に努める。また、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成し、互いの人格を尊重する態度を養う。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用する。
- (4) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 生徒理解に関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備（毎学期、教育相談週間の実施）及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で早期発見に努める。

- (1) 生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- (2) 毎学期、生活アンケート、教育相談を実施し、いじめを調査する。
- (3) いじめの対応チェックリスト等で生徒の行動を注視する。
- (4) 生徒指導主事、養護教諭を相談窓口とし、相談体制の定期的な点検、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (5) 教職員のいじめを見抜く力を向上するため、校内研修を実施する。

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行う。関係する子どもや保護者が納得する解消をめざし、再発防止に努める。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。いじめられている生徒を徹底して守り通し、被害生徒の安全確保、心のケアを行う。
- (2) 発見、通報を受けた教職員が抱え込むことのないように、「校内いじめ対策委員会」にて直ちに情報を共有し、チーム力を生かし、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 複数の教員で家庭訪問を行い、事実と今後の対応について説明を行う。
- (4) いじめをした子どもには、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、行為の善悪をしっかりと理解させ、再発防止に継続的な指導を行う。
- (5) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、早期に警察等に相談し、協力を求める。
- (6) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。またいじめが起きた集団への働きかけを行い、お互いの人格を尊重する態度を養う。「観衆」、「傍観者」にならない
- (7) いじめは、単に謝罪を持って安易に「解消」とすることはできないものであることを理解し、いじめに係る行為が止んでいても、生徒の見守りと保護者への連絡を継続的に行い、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを確認する。再発防止に向け、教職員は当該いじめの被害生徒および加害生徒を日常的に注意深く見守り続ける。(いじめが解消している状態とは少なくとも3ヶ月いじめに係る行為がやんでいることと、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないという2つが要件である。)

5 生活アンケート調査の実施

学期に1回、年間3回の「生活アンケート」を実施する。「生活アンケート」の設問の中にいじめに関する調査を設定する。それをもとにいじめの実態や諸問題について見抜く。いじめ問題が生起した際には、必要に応じて調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「五箇荘中学校いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任、担任等の関係職員を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。また必要に応じて、外部の関係諸機関の専門家を招へいし意見聴取する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心になり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、事実の有無の確認を行う。
- (3) 学年ごとに、いじめの問題等に関する指導記録を作成・保存し、情報共有できる体制をとる。生徒の進学・進級に当たって、適切な引き継ぎも行う。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

7 重大事態への対応について

重大事態とは…いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

- (1) 重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、校内いじめ対策委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努める。この際、事実関係を可能な限り明確にする。調査結果は、教育委員会に迅速に報告し、いじめを受けた生徒・保護者に対して、情報を適切に提供する。また、一定の期間連續して欠席している生徒については、家庭訪問・適応指導教室の利用等を通して、生徒のケアに努める。
- (2) 生徒の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしない今まで、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

8 ネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、LINE・SNS・メール等を利用したいじめなどについては、より大人の目にも触れにくく発見しにくいため、中学校1年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。新入生保護者説明会等では保護者に啓発して、理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や関係機関の取組や緊急ダイヤル等についても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに保護者に連絡を取り、削除の措置を取るよう要請する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署少年係に通報し、適切に援助を求める。

9 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけや遊びの中などで、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- (6) 学校は、いじめの有無やその多寡にこだわるのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を設定しその目標達成に対する具体的な取組状況や達成状況を十分考察し、改善に取り組む。
- (7) 教員は、日頃からの生徒理解を行い、いじめ問題の未然防止や早期発見に努める。
また、いじめ問題が発生した際には問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等ができるように対応していく。